

第 期事業報告書

年	月	日から
年	月	日まで

年 月 日提出

商号又は名称
所在地
代表者の役職氏名

（注意事項）

法第66条の28第1項の登録申請書又は法第66条の31第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の役職氏名」の欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

1 業務の状況

(1) 登録年月日及び登録番号

年 月 日（金融庁長官（格付）第 号）

(2) 行っている業務の種類

(3) 当期の業務概要

(4) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

	役 員		使 用 人	計
		うち非常勤		
総 数	名 ()	名 ()	名 ()	名 ()
うち格付アナリスト				

② 役員の状況

役 職 名	氏名又は名称	兼 職 の 状 況		
		商 号	役 職 名	代表権の有無

③ 法令等遵守責任者の状況

氏 名

④ 信用格付の付与に係る過程において格付アナリストを監督する責任を有する者の状況

氏 名

⑤ 監督委員会の委員の状況

氏 名

⑥ 格付アナリストの状況

部 門 名	所 属 人 数

(5) 営業所の状況

名 称	所 在 地	役員及び使用人
		名
計 店		計 名

(6) 株主の状況

氏名又は名称	住 所 又 は 所 在 地	割 合
その他 (名)		%
計 名		100.00%

(注意事項)

1 業務の状況

- (1) 法第66条の28第1項の登録申請書又は法第66条の31第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名又は名称」又は「氏名」の欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

(2) 行っている業務の種類

当期末現在において業として行っている信用格付行為の内容、当該行為に係る信用格付の対象となる事項の区分及び他に行っている事業の種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

(3) 当期の業務概要

当期における事業活動に関する概況、事業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。（外国法人にあっては、国内における事業活動に関する概況、事業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要も併せて記載すること。）

(4) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

当期末現在における役員及び使用人について記載すること。また、外国法人にあっては、国内における営業所又は事務所に駐在する役員及び使用人の数を下段に内書（括弧書）として記載すること。

② 役員の状況

当期末現在における役員について記載すること。なお、「兼職の状況」の欄には、兼職先の商号又は名称並びに兼職先における役職名及び代表権の有無を記載すること。ただし、会計参与、監査役又は外国法人の国内における営業所若しくは事務所に駐在する役員以外の役員にあっては、「兼職の状況」の欄の記載を要しない。

③ 監督委員会の委員の状況

監督委員会の委員が独立委員である場合は、独立委員である旨を内書（括弧書）で併せて記載すること。

④ 格付アナリストの状況

当期末現在における格付アナリストについて記載すること。なお、「部門名」の欄には、当該部門が担当することとなる信用格付の対象となる事項の区分を下段に内書（括弧書）として記載すること。また、外国法人にあっては、「所属人数」の欄に、国内における営業所又は事務所に駐在する格付アナリストの数を下段に内書（括弧書）として記載すること。

(5) 営業所の状況

当期末現在における本店等を含むすべての営業所又は事務所について記載すること。なお、当期中において、営業所若しくは事務所の設置若しくは廃止があった場合又は営業所若しくは事務所の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること

(6) 株主の状況

当期末現在における上位10位までの株主（第318条第1号ニに規定する上位10位までの株主をいう。）及びその他の株主について記載すること。なお、「割合」の欄には、同号ニに規定する割合を、小数点以下第3位以下を切り捨て、小数点以下第2位まで記載すること。

(7) 業務の状況

当期における信用格付業、関連業務及びその他の業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

① 当期末現在において付与している信用格付の総数及び信用格付の対象となる事項の区分に応じた内訳

区 分	当期末現在において付与している信用格付の数
合 計	

(注意事項)

- 1 信用格付の対象となる事項の区分は、格付方針等における区分に従うこと。
- 2 外国法人にあっては、国内における格付の数を下段に内書（括弧書）として記載すること。

- ② 信用格付業者の顧客のうち、当該事業年度において信用格付業者に対して支払った手数料（第306条第1項第10号ロに規定する手数料をいう。）の額が大きいことにおいて上位を占める20の顧客の氏名又は名称及び金額

氏 名 又 は 名 称	金 額

(注意事項)

外国法人にあっては、国内において上位を占める20の顧客にかかるものについても記載すること。

- ③ 格付アナリストの報酬等の総額

- ④ 金融商品または法人の信用状態（当該信用状態に関する評価が信用格付の対象となる事項であるものに限る。）の変化に関する統計その他の情報

(注意事項)

二以上の信用格付業者（当該二以上の信用格付業者が関係法人であり、かつ、共通の国内における代表者又は第297条に規定する者を有する場合に限る。）が共同して信用格付行為を業として行う場合において、信用格付業者ごとに把握することが困難である場合については、合理的な説明を付した上で、当該二以上の信用格付業者が共同して作成する統計その他の情報を記載することができる。

- ⑤ 関連業務及びその他の業務の状況

業 務 の 内 容

(注意事項)

外国法人にあっては、国内における関連業務及びその他業務の状況についても記載すること。

2 経理の状況

信用格付業者は、貸借対照表、損益計算書を作成し、提出することとする。

3 関係法人の状況

名 称	主たる営業所又は事務所の所在地	主たる事業の内容	関係内容

(注意事項)

- 1 当期末現在の関係法人を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。
- 2 「関係内容欄」には、当該信用格付業者の子法人、当該信用格付業者を子法人とする他の法人又は当該信用格付業者を子法人とする他の法人の子法人（当該信用格付業者を除く。）の別及び

資本関係又は人的関係の別を記載すること。